

岩手県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年1月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
あさひ調剤薬局	一関市花泉町涌津字上原29番地2	平成28年6月3日
さくら通り薬局	北上市さくら通り三丁目3番10号	平成28年5月13日
訪問看護ステーションなのはな	滝沢市鶴飼笹森42番地2	平成28年9月1日
小川診療所	下閉伊郡岩泉町門字町66番地1	平成28年10月1日